

(作業主任者)

木材加工用機械作業主任者技能講習

作業内容

木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、
携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれてい
る場合には、3台以上)有する事業場において行なう当該機械による作業

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
林業・木材製造業労働災害防止協会 鹿児島県支部	〒891-0115 鹿児島市東開町3-2 鹿児島県木材協同組合連合会内	電 話 番 号 099-267-5681 F A X 番 号 099-267-2407 U R L	3-1	R11.3.30